

三 重 S R 経 営 労 務 セ ン タ ー

労 働 保 険 事 務 組 合 事 務 処 理 規 約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、定款第 4 条第 2 号の規定により、三重SR経営労務センターが労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第 4 章に基づき、労働保険事務組合（以下「本事務組合」という。）として定款第 5 条に規定された事業主会員（以下「事業主会員」という）の委託を受けて労働保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合と事業主会員の責任を定めることを目的とする。

第 2 章 労働保険関係事務処理の委託

(労働保険関係事務処理の委託)

第 2 条 事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事は労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き、事業主会員が事業主として処理すべき労働保険事務の一切とする。

2. 事業主会員が、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務の一切の処理を委託するものとする。

(委託事務の手続)

第 3 条 事業主会員は、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務委託書（組様式第 1 号）を提出しなければならない。

2. 本事務組合は、前項の労働保険事務委託書の提出を受けたときは、直ちに委託の可否を当該事業主会員に通知するものとする。

3. 本事務組合は、労働保険事務の処理を受託したときは、「労働保険事務



処理委託事業主名簿（省令様式第18号）」に所定の事項を記載し、労働保険関係事務処理規約を当該事業主会員に交付するものとする。

4. 労災保険法第28条第1項又は第30条第1項の規定に基づき特別加入をしようとする事業主会員は、中小事業主等又は海外派遣者特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

（委託の解除）

- 第4条 本事務組合又は事業主会員が、労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務委託解除通知書（組様式第11号）によって本事務組合又は事業主会員に通知しなければならない。
2. 本事務組合は、事業主会員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務処理の委託を解除することができる。

（特別加入からの脱退手続）

- 第5条 特別加入者が、特別加入から脱退する場合には、特別加入変更届または特別加入脱退申請書を本事務組合に提出して都道府県労働局長の承認を受けなければならない。ただし、事務委託を解除する場合はこの限りでない。

第3章 事務処理の方法

（賃金総額等の報告）

- 第6条 事業主会員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告（組様式第4号、組機様式第5号、またはこれらの様式に準ずるもの）により、本事務組合の指定する日までに報告しなければならない

（一）事業の概要

（二）使用労働者について前年度中（前年4月1日から本年3月31日まで）に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額

（三）その年度中に使用した1ヶ月平均の労働者数

（四）特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額

（五）その他本事務組合が必要と認める事項

2. 事務組合が、都道府県労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率 又は都道府県労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（省令様式第

19号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該事業主会員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告)

第7条 削除

(被保険者の異動等に関する報告)

第8条 事業主会員は、その使用労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転勤、氏名変更等の異動（以下「被保険者の異動」という。）又は、事業主会員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動（以下「事業主の異動」という。）に関する公共職業安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその届書の提出期限の5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

2. 事業主会員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転勤及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。

3. 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（省令様式第20号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。

4. 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該事業主会員に通知するものとする。

5. 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第13条第4項及び第14条第3項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する事業主会員に被保険者証を送付するものとする。

(離職証明書に関する報告)

第9条 事業主会員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。

2. 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨又は希望しない旨の通知を事業主会員から受けたときは、そ

の旨を事務等処理簿に記載するものとする。

3. 本事務組合が、雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所に提出し離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に当該離職票を交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた事業主会員を通じて交付することを妨げない。
4. 本事務組合が、離職票を交付したときは事務等処理簿に所定の事項を記載する。
5. 事務組合が、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職票を交付したときは、当該離職者を雇用していた事業主会員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

（労働保険料の納付に関する事項）

第10条 本事務組合は、事業主会員から第6条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料及び当年度概算保険料を算定し、納付すべき労働保険料を保険料納入通知書（組様式第7号（甲）又は組機様式第7号）により事業主会員に通知するものとする。

2. 前項の規定による通知を受けた事業主会員は、当該納付すべき労働保険料を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。
3. 本事務組合は、前項の規定による労働保険料の交付を受けた場合には、事業別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料額及び受領年月日を記載するものとする。
4. 本事務組合は、第6条の規定による報告を受け第2項の規定による労働保険料の交付を法定納期前に受けた場合は、法定期限までに、法定納期後に受けた場合は直ちに、所定の保険料申告書を作成し、その全額を国に納付するものとする。
5. 本事務組合は、事業主会員から交付された労働保険料その他徴収金について第3期分までを国に納付したときは、その旨を当該事業主会員に通知するものとする。

（納入告知を受けた場合の事務）

第11条 本事務組合は、事業主会員が法施行規則第38条第5項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともにその納入告知書に指定された納期限

の10日前までに事業主会員にその納入告知書を送付するものとする。

2. 納入告知書の送付を受けた事業主会員は、納入告知書に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

第12条 本事務組合は、事業主会員について法第26条第1項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該事業主会員に通知するものとする。

2. 前項の通知を受けた事業主会員は、督促状の指定納期限の5日前までに督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

(領収書の交付)

第13条 本事務組合は、第10条、第11条、第12条に規定する場合において事業主会員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書（組様式第8号又は組機様式第16号）を、すみやかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載をするものとする。

(領収書控等の保存)

第14条 本事務組合は、事業主会員から労働保険料その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収書（控）」、「納付書・領収証書」等を3年間保存するものとする。

第4章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第15条 事業主会員が労働保険料その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2. 法第21条第1項又は第27条第1項の規定によって、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第17条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

(追徴金納付責任)

第16条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うもの

とする。

- (一) 事業主会員が前年度中に支払った賃金の総額等第6条第1項にかかる保険料申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、政府により法第19条第4項に基づき確定保険料の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合
- (二) 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

第17条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、延滞金の納付の責を負うものとする。

- (一) 事業主会員が、督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納付期限までにその労働保険料を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合
- (二) 第12条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までにその事業主会員に督促の通知を行わなかったため、督促状の指定納期限までに納付ができずそのため延滞金を徴収される場合
- (三) 前(二)号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合

第5章 手数料

(手数料)

第18条 本事務組合は、当分の間手数料は徴収しない。

第6章 会計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

第19条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料特別会計の収入・支出)

第20条 労働保険事務組合労働保険料特別会計においては、本事務組合が事業主会員から交付を受けた労働保険料その他の徴収金、法第19条第6項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料その他の徴収金及び事業主会員から受け入れた労働保険料その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。

2. 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金のために事業主会員から交付を受けた金銭を、その目的以外に使用しないものとする。

3. 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、百五銀行に設けられている労働保険料等専用口座に預託するものとする。

この場合、労働保険料その他の徴収金は、国に納付し又は事業主会員に還付する場合のほかは引き出さないものとする。

4. 本事務組合は、事業主会員の労働保険料その他の徴収金の納付のため本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料その他の額を超過している場合には超過分の金額を当該事業主会員に返還するものとする。ただし、当該事業主会員の承認によって未納の労働保険料その他の徴収金に充当することができるものとする。

(労働保険事務組合一般会計の収入・支出)

第21条 本事務組合は、労働保険事務組合一般会計においては、三重SR経営労務センター会費、報奨金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第22条 労働保険事務組合労働保険料特別会計及び一般会計の経理年度は三重SR経営労務センターの事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第23条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に定めるものとする。

(監査)

第24条 本事務組合は、毎年1回又は随時に労働保険事務処理及び労働保険料等の預り金の処理について別途定める監事等の監査を受けるものとする。

第7章 報 告

(総会等への報告)

第25条 本事務組合は、毎年1回三重SR経営労務センターの総会等の議決機関において労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

第8章 個人情報保護

(特定個人情報取扱規程)

第26条 個人情報等の規定は三重SR経営労務センター定款第46条と同様に定める。

第9章 補 則

(承認)

第1条 本事務組合は、この規約について三重SR経営労務センターの総会等の議決機関の承認を得るものとする。

(施行期日)

第2条 この規約は、三重SR経営労務センターが労働保険事務組合として労働大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成4年3月21日一部改訂の後、同日から施行する。
2. この規約は、平成16年2月24日一部改訂の後、同日から施行する。
3. この規約は、平成20年6月20日一部改訂の後、当日から施行する。
4. この規約は、令和5年6月30日一部改訂の後、当日から施行する。
5. この規約は、令和6年6月25日一部改訂の後、当日から施行する。